

加古川市上下水道局契約事務取扱要領

平成 11 年 3 月 31 日
管 理 者 決 定

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 6 条）
- 第 2 章 工事の請負契約
 - 第 1 節 契約の締結（第 7 条－第 13 条）
 - 第 2 節 契約の履行（第 14 条－第 24 条）
 - 第 3 節 契約の変更（第 25 条－第 28 条）
- 第 3 章 修繕に係る契約（第 29 条）
- 第 4 章 工事に係る調査・設計委託（第 30 条－第 32 条）
- 第 5 章 物品の購入契約
 - 第 1 節 契約の締結（第 33 条－第 36 条）
 - 第 2 節 契約の履行（第 37 条－第 38 条）
- 第 6 章 製造の請負契約（第 39 条）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要領は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、加古川市水道事業及び下水道事業会計規程（昭和 57 年水道事業管理規程第 19 号。以下「会計規程」という。）、加古川市水道事業及び下水道事業契約規程（平成 10 年水道事業管理規程第 5 号。以下「契約規程」という。）その他別に定めるもののほか、工事又は製造の請負契約、修繕工事契約及び工事に係る調査・設計委託契約並びに物品の購入契約に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（入札保証金の免除）

第 2 条 契約規程第 6 条第 1 項第 2 号に規定する「管理者が特に納めさせる必要がないと認めるとき」とは、契約規程第 2 条に規定する入札参加資格者名簿に登載された者の中から、契約の相手方を決定する場合をいう。

（見積書の徴収）

第 2 条の 2 契約規程第 21 条第 2 項に規定する「別に定める金額」とは、1 回の取引について 1 万円とする。

（契約保証金の免除）

第 3 条 契約規程第 26 条第 1 項第 8 号に規定する「管理者が特に納めさせる必要がないと認めるとき」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 工期、納期又は履行期間が 30 日未満のとき。
- (2) 単価契約の方法により契約を締結するとき。
- (3) 公益を目的とし、営利を目的としない相手方と契約を締結するとき。

(入札回数)

第4条 指名競争入札に係る入札回数は、2回を限度とする。

2 再度入札にもかかわらず、落札者がいないときは、当該入札は打ち切り、再度業者選定をやり直すものとする。この場合は、初回の指名業者は原則として指名してはならない。

(部分払)

第5条 契約規程第41条第3項の規定による部分払を行う場合の回数は、原則として次に掲げるとおりとする。

- | | | |
|--------------------|--------------|------------------------|
| (1) 給付の完済又は完納までの期間 | 60日以上120日未満 | 1回 |
| (2) 給付の完済又は完納までの期間 | 120日以上240日未満 | 2回以内 |
| (3) 給付の完済又は完納までの期間 | 240日以上365日未満 | 3回以内 |
| (4) 給付の完済又は完納までの期間 | 365日以上 | 4回に120日増すごとに1回を加えた回数以内 |

2 前項の規定にかかわらず、契約予定金額が100万円未満の場合は、部分払を行わないものとする。

(契約不適合責任期間等)

第6条 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)がある場合は、目的物の修補、代替品の引き渡し又は不足物の引き渡しによる履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下「請求等」という。)をすることができる。

2 前項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下「契約不適合責任期間」という。)は次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 工事 | 引渡しから2年以内 |
| (2) 工事に係る調査・設計委託 | 引渡しから2年以内 |
| (3) 工事で設置する設備機器本体等 | 引渡しから1年以内 |
| (4) その他物品等 | 引渡しから1年以内 |

3 契約不適合責任期間の内に契約不適合を知りその旨を通知した場合は、その通知から1年以内に請求等を行うことで、契約不適合責任期間の内に請求等を行ったものとみなす。

第2章 工事の請負契約

第1節 契約の締結

(契約の方法)

第7条 設計金額が130万円を超える工事は、制限付一般競争入札の方法によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が制限付一般競争入札により難い特別な事由があると認めた場合は、指名競争入札の方法によることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、別に定める工事請負契約における随意契約ガイドラインに該当する場合は、随意契約の方法によることができる。

(工事施行)

第8条 工事を施行しようとするときは、事業施行伺書により決裁を経るものとする。

(工事請負契約締結の要求)

第9条 執行主管課長（以下「主管課長」という。）は、経営管理課に契約の締結を要求するときは、経営管理課長が指定する期限までに、契約依頼伺書に次に掲げる書類を添付して、経営管理課長に提出しなければならない。

- (1) 事業施行伺書（決定されたもの）
- (2) 設計書、仕様書及び図面
- (3) その他契約締結に必要な書類
（入札又は見積の執行）

第10条 入札又は見積を執行しようとするときは、入札（見積）決定書により決裁を経るものとする。

（契約の相手方への通知）

第11条 入札又は見積を執行し、契約の相手方が決定したときは、直ちにその旨を請負者決定通知書により、当該契約の相手方に通知するものとする。

（現場代理人等の確認）

第12条 契約担当者は、工事請負契約においては、契約を締結するときまでに、工事現場に配置を予定する現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を確認するものとする。

（契約の締結及び通知）

第13条 契約の相手方が決定したときは、入札経過表等により決裁を経たのち、契約を締結するものとする。

2 経営管理課長は、契約を締結したときは、契約書等により、主管課長に通知しなければならない。

第2節 契約の履行

（施工体系図）

第14条 主管課長は、受注者が工事の一部を他の者に請け負わず場合には、施工体系図を提出させなければならない。

2 前項の規定により施工体系図を提出させる場合は、下請負者決定後速やかに提出させなければならない。

（請負代金内訳書）

第15条 主管課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、請負代金内訳書を提出させなければならない。ただし、管理者が提出させる必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 契約予定金額が100万円以上の工事（土木工事を除く。）
- (2) 特殊工事等で受注者において設計施工する工事
- (3) その他特に必要と認められる工事

2 前項の規定による請負代金内訳書は、契約締結後7日以内に提出させなければならない。

（工程表）

第16条 主管課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、工程表を提出させなければならない。ただし、管理者が提出させる必要がないと認めたときは、この限り

でない。

- (1) 工期が1箇月以上の工事
- (2) その他特に必要と認められる工事

2 前項の規定による工程表は、契約締結後7日以内に提出させなければならない。
(現場代理人等届)

第17条 主管課長は、契約締結後7日以内に現場代理人及び主任技術者又は監理技術者届を提出させなければならない。

2 主管課長は、現場代理人等の届を受理したときは、速やかに経営管理課へその写しを提出しなければならない。
(コリンズへの登録)

第18条 主管課長は、請負金額500万円以上の工事について、工事实績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報の内容を確認した後、一般財団法人日本建設情報総合センター(JACIC)に登録させなければならない。

2 工事实績情報の登録期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時 契約締結後10日以内
- (2) 変更時 変更があった日から10日以内
- (3) 完成時 工事完成検査合格後10日以内
- (4) 訂正時 適宜

3 受注者は、登録機関発行の登録内容確認書が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。ただし、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。

(完成届)

第19条 受注者は、工事が完了したときは、速やかに完成届を提出しなければならない。

(完成の確認)

第20条 主管課長は、工事完成届を受理したときは、速やかに完了の確認をしなければならない。

(検査)

第21条 工事検査員は、工事完成届の提出があった日から起算して14日以内に検査をしなければならない。

(工事目的物の引渡し)

第22条 目的物の引渡しは、契約規程第34条に規定する検査に合格した後、工事完成引渡書によりを行うものとする。

(契約金の支払)

第23条 主管課長は、引渡しを受けた後、受注者から契約金の支払請求があったときは、当該契約金の支払請求のあった日から起算して40日以内に契約金を支払わなければならない。

(火災保険等)

第24条 受注者は、工事目的物及び工事材料等を設計書に定めるところにより火災保険、建設工事保険、その他の保険に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに管理者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を管理者に通知しなければならない。

第3節 契約の変更

(変更契約の要件)

第25条 次の各号のいずれかに該当するときは、設計、仕様、請負金額、工期、その他契約の内容について変更契約を締結することができる。

- (1) 天災その他の不可抗力により工事を設計図書どおり施工することが不可能になった場合
- (2) 設計図書に示した施工条件が実際の工事現場の状況と一致しない場合
- (3) 設計書、図面及び仕様書が交互に符合しない場合
- (4) 新たな工法を採用する場合
- (5) 発注時において確認困難な要因に基づく場合
- (6) 他の事業に起因する事由、関係法令の改正等により設計条件の変更が必要となった場合
- (7) 自然環境の適切な保全又は公益上変更の必要があると認められる場合
- (8) 工期内に賃金又は物価の変動により請負代金が不適當になったと認められる場合
- (9) 天災地変等やむを得ない理由により工期内に契約の履行が完了しない場合又は履行の中断をしなければならない場合
- (10) その他特にやむを得ないものと認められる場合

(変更方法)

第26条 契約の変更については、主管課長と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、主管課長が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、主管課長が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、主管課長に通知することができる。

(変更契約締結の要求)

第27条 主管課長は、経営管理課契約による工事等の変更契約締結を要求する場合は、変更決定書により決裁を経た後、少なくとも工期末の10日前までに、変更契約締結要求書兼決定書に次に掲げる書類を添付して経営管理課長へ提出しなければならない。

- (1) 変更決定書
- (2) 設計書、仕様書及び図面
- (3) その他変更契約締結に必要な書類

(変更契約の締結及び通知)

第 28 条 変更契約を締結しようとするときは、変更契約締結要求書兼決定書により決裁を経たのち、契約を締結しなければならない。

2 経営管理課長は、前項の規定により変更契約を締結したときは、契約書等により主管課長に通知しなければならない。

第 3 章 修繕工事に係る契約

(準用規定)

第 29 条 第 7 条から第 28 条までの規定は、工事を伴う修繕の契約の場合に準用する。

第 4 章 工事に係る調査・設計委託契約

(業務着手届)

第 30 条 主管課長は、契約締結後 7 日以内に業務着手届を提出させなければならない。

(準用規定)

第 31 条 第 7 条から第 11 条まで、第 13 条、第 19 条から第 23 条まで及び第 25 条から第 28 条までの規定は、工事に係る調査・設計委託契約の場合に準用する。この場合において、第 21 条中「14 日以内」とあるのは「10 日以内」と、第 23 条中「40 日以内」とあるのは「30 日以内」と読み替えるものとする。

(テクリスへの登録)

第 32 条 主管課長は、請負金額が 100 万円以上の調査設計業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に業務実績情報の内容を確認した後、一般財団法人日本建設情報総合センター（J A C I C）に登録させなければならない。

2 第 18 条第 2 項及び第 3 項の規定は業務実績情報の登録期限について準用する。

この場合において、同条第 2 項中「10 日以内」とあるのは「15 日以内」と、同条第 3 項中「10 日間」とあるのは「15 日間」と読み替えるものとする。

第 5 章 物品の購入契約

第 1 節 契約の締結

(物品購入契約締結の要求)

第 33 条 物品の購入に係る事務は、経営管理課において行うものとする。ただし、新聞、雑誌その他の物品で軽微なもの又は定額の物品で経営管理課長の指定するものについては、この限りでない。

2 主管課長は、経営管理課に契約の締結を要求するときは、事業施行伺書により決裁を経た後、経営管理課長が指定する期限までに契約依頼伺書に仕様書、図面及び見本、その他契約締結に必要な書類を添付して、経営管理課長に提出しなければならない。

(入札又は見積の執行)

第 34 条 入札又は見積を執行しようとするときは、入札（見積）決定書により決裁を経るものとする。

（契約の相手方への通知）

第 35 条 入札又は見積を執行し、契約の相手方が決定したときは、直ちにその旨を当該契約の相手方に通知するものとする。

（契約の締結及び通知）

第 36 条 契約の相手方が決定したときは、入札経過表等により決裁を経た後、契約を締結するものとする。

2 経営管理課長は、前項の規定により契約を締結したときは、契約書等により主管課長に通知しなければならない。

3 契約金額が 30 万円未満の場合は、契約の相手方に物品名、数量、決定金額及び納期等を記載した発注書を交付することで、契約書及び請書を省略することができる。

第 2 節 契約の履行

（検査及び検査結果の通知）

第 37 条 物件検査員は、契約の相手方が物品を納入したときは直ちに検収し、検査に合格したときは物件検査調書を作成しなければならない。ただし、契約規程第 39 条第 3 項の規定により備品を除く物品については、物品検査調書の作成を省略することができる。

2 固定資産として管理する物品の検収については、会計規程第 69 条の規定に基づき、企業出納員が検査をし、主管課長に結果を通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、企業出納員が検査をすることが困難であり、又は適当でないと認められるときは、主管課長に検査を委任することができる。この場合において、固定資産取得報告書の提出をもって、物件検査調書の作成を省略することができる。

（物品購入事務の特例）

第 38 条 第 33 条第 1 項ただし書に規定する経営管理課長の指定するものは次のとおりとする。

(1) 図書、新聞、雑誌、官公報、加除追録、図書券、商品券、土産物、写真の消耗品及び焼増その他購入価格が定まっているもの

(2) 設備機械の付属消耗品、賄材料、原材料

(3) 単価契約を締結しているもの

(4) その他 1 件 30 万円未満のもの

第 6 章 製造の請負契約

（準用規定）

第 39 条 第 33 条から第 37 条までの規定は、製造の請負契約の場合に準用する。

附 則

この要領は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の加古川市上下水道局契約事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公告する工事から適用し、施行日前に公告した工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の加古川市上下水道局契約事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札通知又は見積依頼する契約から適用し、施行日前に入札通知又は見積依頼した契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の加古川市上下水道局契約事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公告する工事及び工事を伴う設計委託から適用し、施行日前に公告した工事及び工事を伴う設計委託については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の加古川市上下水道局契約事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札通知又は見積依頼する契

約から適用し、施行日前に入札通知又は見積依頼した契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。